

Title	米国外交における中国大国化構想の挫折：一九四八年対外援助法を中心に
Author(s)	高橋, 慶吉
Citation	阪大法学. 2006, 56(3), p. 289-318
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/54902">https://doi.org/10.18910/54902</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 米国外交における中国大国化構想の挫折

——一九四八年対外援助法を中心に——

高橋慶吉

- 一 はじめに
- 二 中国大国化構想の起源
- 三 中国大国化構想の揺らぎ
- 四 中国大国化構想の挫折
- 五 結 論

## 一 はじめに

日本軍と米軍が沖縄で死闘を繰り広げていた一九四五年五月一日、フォレストル (James V. Forrestal) 海軍長官は、国務・陸軍・海軍三省調整委員会〔以下、三省調整委員会と略〕の席上、次のような問いを投げかけた。

極東におけるロシアの影響力に対する我々の政策はどうなっているのか。その影響力に対抗する力を我々は望

むのか。望むとしたら、それは中国であろうか、あるいは日本であろうか。<sup>(1)</sup>

フォレストルは、枢軸諸国との戦いが終局に向かうにつれ、ソ連勢力の拡大に対する警戒心を強めていった。東欧ではナチス・ドイツの敗走に乗じてソ連が自らの勢力の扶植に努めていた。日本帝国の崩壊は、同様の事態をアジア各方面にもたらすことが予想された。そうした事態を恐れたフォレストルは、ソ連の影響力に対抗することのできる力を求めたのである。その候補として考えられる国家は、広大な国土と巨大な人口を持つ中国か、あるいはアジア随一の軍事・経済力を有する敵国日本であった。

四月に死去したルーズベルト (Franklin D. Roosevelt) 大統領の政策に忠実に従うならば、フォレストルの問いに対する答えは明瞭である。ルーズベルトの東アジア政策は、中国の大国化と日本の軍事的無力化を目指したものであった。ルーズベルトの中国大国化構想については、ルーズベルト自身が戦中に放棄したとする有力な見解もある。<sup>(2)</sup> だが、ルーズベルトから大統領職を引き継いだトルーマン (Harry S. Truman) は、戦後しばらくの間、中国の強化と日本の小国化に努めた。その政策に変化が生じるのはいつのことだろうか。

米国の戦後対日政策に関する研究では、一九四八年の占領政策の変化がアジア冷戦戦略の起源として指摘されてきた。その年にトルーマン政権は、日本の占領政策を、非軍事化を最優先にしたものから、日本の経済復興を目指すものと転換させた。その政策転換の背景には國務省政策企画室を率ったケナン (George F. Kennan) の考えに代表される日本重視論があった。<sup>(3)</sup>

一方、対中政策に関する研究においては、一九五〇年に生じた政策の変化が強調されてきた。朝鮮戦争勃発を契機にトルーマン政権は、台湾海峡に第七艦隊を派遣し、中国共産党政府による台湾の占領を妨げた。また朝鮮半島で米軍が中国義勇軍と軍事衝突をに至ると、中共政府に対して敵対的な姿勢をとることを避けてきたトルーマ

ン政権はその方針を改め、対中共封じ込め政策を本格化させた。こうして米国は、中国の分裂を助長し、中国大陸の発展を阻害する政策を実施することになるのである。<sup>4)</sup>

これら対日、対中政策に関する研究では、日米、米中の二国間関係が注目されるあまり、中国の大国化と日本の無力化を目指したルーズベルト路線に対する関心が弱かったように思われる。そのため、一九四八年の対日政策の変化をもたらした一つの要因として戦後の中国情勢の混乱が指摘されてきたものの、米国の東アジア政策の重点がどのようにして中国から日本に移行したのか、そして対日政策の変化の背景にはどのような中国政策の変化があったのかという点は詳細に分析されてこなかった。またそれらの点に関する検討が十分になされていないため、一九五〇年の中国政策の変化とルーズベルト路線との関係も判然としない。

このような先行研究の状況を踏まえて本稿は、米国の対中援助政策の変遷を分析することにより、対日政策の転換とともに生じた一九四八年の中国政策の変化を明らかにする。トルーマン政権が戦後直後から一九四六年末にかけて行った対中援助政策は、中国の統一と強化を目的としていた。しかし、マーシャル (George C. Marshall) 将軍による国民党と共産党の調停工作が失敗に終わり、国共間の内戦が激しさを増すと、トルーマン政権は中国の強化どころかその統一までも断念する。そして米国の中国政策は、蒋介石率いる国民政府の維持を目的とする消極的なものへと変化するのである。その転換を決定付けたのが一九四八年対中援助法の一部として成立した中国援助法であった。<sup>5)</sup> 一九四八年対中援助法は、マーシャル・プランと呼ばれるヨーロッパ復興計画を規定していたことからヨーロッパ政策の文脈でその重要性が指摘されてきた。<sup>6)</sup> 本稿は、一九四八年対中援助法が、中国援助計画、そして対日経済復興援助計画を規定していたことに注目し、その法律の意義を、中国の大国化と日本の無力化を目指したルーズベルト路線との関係から考察するものである。

米国は、ヘイ(John M. Hay) 国務長官の門戸開放通牒(一八九九年)から朝鮮戦争が勃発した一九五〇年まで、一貫して、強力で独立した統一中国を求めてきたと言われる。多くの米国人が、米中間における経済関係の発展のために、近代化を妨げる帝国主義の軛から中国を解放しなければならぬと信じた。またアジアにおけるパワー・バランスの安定には、帝国主義諸国の中国大陸への野心を封じることのできる強力で近代的な中国が必要と考えられた。さらに、帝国主義に反対することは米国の理念にも合致していた。そのため、強力で独立した中国の実現が、半世紀の間、米国の目標であり続けたのである。<sup>(7)</sup>

ルーズベルトの中国大国化構想は、門戸開放通牒以来、米国がとってきた中国政策の延長線上にある。それは、構想と実際の行動の間に大きな隔たりがあったことでも、伝統的な中国政策に通じていた。米国は戦後世界の安定に主要な責任を持つ「四人の警察官」の一人として中国を米・英・ソと並ぶ国家に位置づけながら、英国やソ連に対する武器貸与法援助と比べると極端に少ない援助しか中国に供給しなかった。枢軸諸国に対する戦略や戦後の処置についても中国を除いた米英ソの三国主導で決められた。ルーズベルトが中国の大国化を目指したとはいっても、米国の対外政策の重点はあくまでもヨーロッパにあった。

しかし、まさにそのことが中国の大国化を必要ならしめた一つの要因でもあった。米国は、ヨーロッパ戦線での戦いを優先したため、アジア・太平洋方面に多くの兵力を投入する余裕がなかった。そうした状況で、日本軍をひきつける中国の協力が欠かせなくなる。国民政府が日本と単独講和を結ぶことを恐れていたルーズベルトは、中国を、大国として扱うことによって、戦争に留まらせようとしたのである。<sup>(8)</sup>

ただし、中国大国化構想は単に戦時の必要性から考え出されたものではなかった。ルーズベルトは米国の巨大な力を認識しつつも、戦後世界の安定を維持するためにはいくつかの地域大国との協調が不可欠と考えた。さらに、ヨーロッパ諸国の植民地主義に強く反対し、白人と有色人種の協力関係を築くことが重要と考えた大統領は、アジアを代表する国家を「大国クラブ」に加えることを望んだ。<sup>9)</sup> 国家の規模や米国との関係を考えると、それは中国しかなかった。

ルーズベルトが大国中国に期待したことの一つに、日本に対する「警察官」としての役割があった。一九四三年三月、イーデン (R. Anthony Eden) 英外相との会談でルーズベルトは、中国は、日本の軍国主義の復活を阻止するための「きわめて有益な極東のパワーとなろう。私はあらゆる可能な方法をもって中国を強化したい」との決意を述べている。<sup>10)</sup> また、同年一月に行われたカイロ会談では蒋介石に、「中国が戦後の日本の軍事占領で主要な役割を担うべきである」との提案までした。<sup>11)</sup> こうした大統領の発言から明らかなのは、中国大国化構想が、無条件降伏を勝ち取ったあと実施される予定になっていた日本無力化政策と表裏を成していたということである。ルーズベルトは中国の大国化と日本の無力化により、戦前期における中国と日本の力関係を戦後において逆転させることを考えていた。それ故に、大統領の中国大国化構想は伝統的な中国政策の一環でありながら、戦前期とは全く異なるアジア国際秩序を作り出すことを意図したものであった。

中国の大国化はまた、ソ連との関係でも望ましかった。ルーズベルトは、上記イーデン英外相との会談で、「ロシアとの間で深刻な政策の相違が生じた場合、中国は間違いなく我々の側につくであろう」と述べている。<sup>12)</sup> さらに国務省内には、米ソ間ばかりでなく、米英間に問題が生じた際にも中国の支持を期待する向きがあった。一九四三年一二月に作成された国務省文書は、「米英間、そして米ソ間に緊張やひずみが生じた時、中国が米国に友好的で

あることは、米国の利益や関心の点から「望ましい」と記し、さらに中国は東南アジアや太平洋地域における米国の利益を共有しているとの認識から、中国を米国の「真の友人、そして同盟国」とまで呼んでいる。<sup>(13)</sup>

ルーズベルトの中国大国化構想は、中国の国連安保理常任理事国入りを可能にした。一九四五年六月二六日、五〇カ国の代表により調印された国連憲章の下、<sup>(14)</sup>中国は米英仏ソに並ぶ大国としての国際的地位を得たのである。ただし、それは名目的なものに過ぎず、そのときの中国が大国としての実を備えているとは言いがたかった。中国は国民党と共産党の対立により国家の統一すら危ぶまれる状態であった。しかも対日戦はまだ続行中である。中国が名実ともに大国にふさわしい国家になるためには米国の変わらぬ強い支持が欠かせなかった。

しかし実は米国は、国連憲章調印の約四ヵ月前、英ソとの間で中国の主権を侵す密約を結んでいた。ヤルタ協定である。<sup>(15)</sup>ルーズベルトはソ連の対日参戦の確約と引き換えに、外蒙古の現状維持といくつかの満州權益をソ連が獲得することを、中国政府の事前の同意なくして認めた。ヤルタ協定の背景には、対日戦における米国の負担を軽減するためにはソ連の参戦が必要であったという事情と、ルーズベルトの中国大国化構想に懸ける熱意の減退があった。戦争が進むにつれルーズベルトは、蒋介石の消極的な対日戦略や腐敗した国民政府の状態に苛立ちを強めていった。また一九四四年四月に発動された日本軍の大陸打通作戦（一号作戦）で国民党軍は壊滅的な打撃を被り、その弱体さを露呈した。そうした中、ルーズベルトの期待は中国からソ連に移行したようである。その帰結がヤルタ協定であった。

ただしヤルタ協定を、中国の犠牲の下で米ソ協調体制の強化を目指したものと単純に理解することはできない。駐ソ大使としてヤルタ会談に出席したハリマン (W. Averell Harriman) は、一九五一年七月の上院軍事・外交委員会において、ヤルタ協定の背景には、「極東におけるソ連の勢力拡大に歯止めをかけ、そして中国国民政府に対

するソ連の支持を得ようとした」ルーズベルトの意図があると説明した<sup>16</sup>。米国が恐れたのは、対日参戦を理由に満州に流れ込んだソ連軍が、その機に乗じて満州を中国国民政府の支配から切り離し、親ソ的な国家を打ち立てることであった。そのためルーズベルトは、ソ連が満州で得ることのできる権益をあらかじめ定めることによりソ連の勢力拡大を限定するとともに、中国国民政府支持の確約をスターリン (Joseph V. Stalin) から得ようとした、との見方をハリマンは示したのである。ルーズベルトはヤルタにおけるそうした試みで一応の成功を収めたと言えよう。

はたしてヤルタ協定を中国大国化構想の放棄の結果と見るべきか、あるいはその構想を維持しようとした努力の結果と解釈するべきか。ルーズベルトが個人外交を好み、しかもヤルタ会談からわずか二ヵ月後に突然死去したので、その問いに答えることは難しい。確実に言えることはヤルタ会談以後米ソ関係が急速に悪化する中、対ソ協調に基礎を置く政策の遂行が困難になっていったということである。そうした状況でルーズベルト政権を引き継いだトルーマン政権がとり得た政策は、ヤルタ合意を維持しながらも、その合意を超える範囲にソ連勢力が拡大することを防ぐため中国を強化することであった。

もちろんトルーマン政権には、日本のパワーを利用するという選択肢もあった。冒頭で紹介したフォレストルの発言はそうした路線を示唆したものと見ることができよう。しかし対日戦真つ只中ではもちろんのこと、戦争終了後もしばらくの間は、ソ連の勢力拡大を封じるパワーとして日本を利用するという考え方は米国内では弱かった。むしろ日本の非軍事化を求める傾向の方がはるかに強く、占領初期には懲罰的な厳しい対日占領政策がとられることになる。

ただし、中国の強化を目指す方針をとるにしても、そのためにはまず、国民党と共産党の対立を解消し中国の統



一を実現させなければならなかった。国共間の調停はルーズベルト政権期からハーレー (Patrick J. Hurley) 駐華大使によって行われていた。しかしその調停工作がうまくいかなかったことから、ハーレーは一月に突然辞任してしまう。そこでトルーマンは、第二次大戦中に陸軍参謀総長として活躍したマーシャルを中国に派遣し、国共調停の任に当たらせた。一二月に中国に渡ったマーシャルは、以後約一年間、国共連合政府の樹立を目指して努力することになる。

トルーマン政権が実現を目指した国共連合政府とは、あくまでも蒋介石率いる国民党を主体としたものであった。そのため米国は国民党の立場を強化する軍事援助を行った。その軍事援助の多くは、武器貸与法の中国適用を延長して行われた。日本降伏から一九四六年末までに、約七億ドルの武器貸与法援助が支給され、その多くが日本軍占領地域を接収するための国府軍輸送に使われた。また一九四五年九月には海兵隊五万人が華北に投入され、北京や天津、中国北部の炭鉱や重要鉄道などの警備に当たった。<sup>(17)</sup>

これら米国の援助は、中国共産党の対米批判を招き、マーシャルの調停工作を難しくした。また、共産党を武力で打倒しようとする国民党の傾向を助長することにもなった。そうした事態に対処するため、一九四六年八月、マーシャルの提言により、中国に対する武器輸出を禁止する措置がとられた。しかし、国民党軍が優勢でしかも軍事物資の蓄えも十分であったため、武器禁輸措置をもってして国民党の武力統一路線を改めさせることはできなかった。<sup>(18)</sup> 結局、マーシャルは国共間の紛争を解決できないまま、一九四七年一月召還され、国務長官に就任した。

マーシャルの調停工作の失敗は、国共連合政府の樹立による中国の統一と強化を目指したトルーマン政権の中国政策に根本的な見直しを迫った。軍部の中には、国民政府が軍事的に優位な立場にあったことから、その武力統一路線を支持する意見があった。その一方、国務省では、国民政府の軍事的能力に対する評価は低く、平和統一路線

を放棄することに対する抵抗が強かった。また國務省員の一部には中国の統一を半ば断念する意見も聞かれた。一九四七年初頭に書かれたと思われるスプラウス (Philip D. Sprouse) 國務省中国課次長の覚書は、「多大な米国の努力にもかかわらず」中国の統一は「達成できないように思われる」との認識を示している。スプラウスによれば、米国はこれまで強力な統一中国、そして民主的で進歩的な中国を目指してきた。マーシャルの国共調停工作はその政策の一環であった。しかしマーシャルの努力が失敗に終わり、統一中国の実現の可能性が遠のく中で、「少なくとも当面の間」、国家の統一を中国問題を検討する際の最優先事項として考えることはできなくなった。そしてスプラウスは、中国の統一ではなく、中国が米ソ間で大きな問題となることを防ぐこと、そして共産党の中国支配を許さないことに最大の注意を払うべきと主張したのである。<sup>19</sup> 統一中国の実現性に対するこのような悲観論は、一九四七年初頭から始まった対中政策の再検討作業を通して、トルーマン政権の中国政策を大きく変えていくことになる。

### 三 中国大国化構想の揺らぎ

マーシャル調停が失敗したあとの中国政策の見直し作業では、中国に対する武器禁輸措置と軍事援助に関する検討が喫緊の課題となった。武器禁輸問題については、その解除を求める軍部や中国政府が、洪の國務省の同意を取り付けることに成功し、一九四七年五月に解除された。<sup>20</sup> しかし軍事援助の問題は、國務省がその支給に強く反対したため容易には解決しなかった。國務省の反対理由は、マーシャルがパターンソン (Robert P. Patterson) 陸軍長官に送った三月四日付の書簡に明らかである。その書簡においてマーシャルは、大規模な軍事援助を行ったとしても中国共産党を壊滅させることは困難であろうし、限定的な援助を支給した場合は、中国内戦を長期化させ、ひいて

は経済状況の悪化による国民政府の崩壊につながるであろうと指摘した。また米国の軍事援助は、多くの中国人の反感感情を掻き立てるとともに、腐敗した中国政府の改革を遅らせることになるとの懸念も伝えられた。マーシャルは、共産党の脅威に対処し、中国の統一を達成するには国民政府の民主的改革によって政府の支持基盤を拡大させることが重要と考えた。米国の軍事援助は、軍事的解決を望む国民政府内の「反動派」を勢いづかせ、その改革を妨げるであろうと國務長官は危惧したのである。<sup>(21)</sup>

対中援助問題に関する國務省と軍部の意見の相違は、三省調整委員会が対外援助問題を検討するため設置した特別委員会における議論にも明らかである。その特別委員会は、ギリシア・トルコ援助問題を検討している過程において、それら二国に限らない世界的な視点から援助問題を考慮すべきであるとの認識が高まったことから、三月一日に三省調整委員会の下に設置されたものである。<sup>(22)</sup> 特別委員会における対中援助問題に関する議論で争点となったのは、やはり軍事援助の問題であった。陸海軍省がギリシア・トルコ援助型の軍事・経済援助の支給を意味する「明確な積極政策」を求めたのに対して、國務省は将来的に軍事援助が必要になってくる可能性は認めたとの、現時点でそれを中国に与えることには反対した。そして共産党の脅威よりも経済問題の方が深刻であるとの認識から、必需品の輸入や再建計画を支援するための経済援助を優先的に支給すべきとの見解を示したのである。こうした國務省の主張を陸海軍省は「日和見政策」と厳しく批判したが、対中軍事援助問題について國務省を説得することはできなかった。結局、四月一日に三省調整委員会に提出された中間報告書（SWNC C三六〇）には國務省と陸海軍省の意見の相違が記され、対中援助問題は更なる検討に付されることになったのである。<sup>(23)</sup>

特別委員会提出の中間報告書には、簡単な対日政策についての記述もある。すなわち、「ヨーロッパと極東における全体的な経済目標と、占領地域、特にドイツと日本における経済政策との間の調整に特別な配慮が払われ

なければならぬ」との記述である。<sup>(24)</sup> 元来この文章は、特別委員会での議論に備えて國務省内に設置された「対外援助委員会」(Committee on Extension of U. S. Aid to Foreign Governments) のレポートの中にあつたものである。四月九日に特別委員会に回付されたそのレポートは、米国が一国で世界経済を支える責任を担うことはできないとの認識の下、米国の援助に頼らない自立的な生産・貿易体系を地域的・世界的に復活させなければならないと指摘している。そのためには、戦前期にヨーロッパとアジアの生産・貿易体系の中心にあつたドイツと日本の復興を進めなければならない。また両国の復興は、米国の援助負担を軽減するためだけでなく、共産主義の拡大を阻止するためにも必要と考えられた。対外援助委員会の委員であつたジョーンズ (Joseph M. Jones) は、「経済の混乱」の中に「共産主義が生まれる」とする認識の下、ドイツと日本の生産能力を活用することによってヨーロッパとアジアの経済状態を改善し、共産主義が生まれる条件を両地域から取り除かなければならないと考えた。<sup>(25)</sup>

こうした國務省対外援助委員会の見解は、特別委員会の中間報告書の記述に反映されるときにも、ジョーンズにより、アチソン (Dean G. Acheson) 國務次官が行う予定になつていたミシシッピ州クリーブランドでの演説の草稿にも含まれた。四月二三日に書き上げられたその草稿は、アチソンに提出された後、いくつかの修正を経て五月八日のいわゆるデルタ演説となる。<sup>(26)</sup> その演説の中でアチソンは、ドイツと日本を世界の「二つの大きな工場」と呼び、両国の復興を目指すべきこと、そしてそれが第二次世界大戦で疲弊したヨーロッパとアジアの経済復興に欠かせない条件であると述べた。ヨーロッパ問題に重点が置かれた演説だったとはいえ、このアチソン演説は、トルーマン政権内の政策論議において、日本が敵国として懲罰的に処する対象から復興を支援すべき対象へと変化しつゝあつたことを明らかにしている。

米国にとっての日本の価値に対する認識の高まりは、國務省内だけでなく軍部の中にも見られた。アチソンのデ

ルタ演説から二日後、統合参謀本部はSWNCC三六〇の内容を軍事的観点から検討した報告書（SWNCC三六〇／一）を三省調整委員会に提出した。その報告書において統合参謀本部は、「日本は依然として潜在的に強力な国家であり、軍事的に無力な状態を永続させることはできない」との認識を示した。更に「極東地域において我々のイデオロギー上の敵の大軍隊を牽制することのできる唯一の国家」が日本であると評価した上で、太平洋地域に対する援助政策を作成する際には、日本に第一の考慮を払うべきと主張したのである。こうした日本に対する高い評価と著しい対照をなしていたのが中国に関する低い評価であった。統合参謀本部は、「中国の保有する最も大きな軍事的強みは人的資源である」が、中国はこの資源を戦争で有効に活用できるほどの工業力も食糧生産力も持っていないと分析した。こうした研究に基づき統合参謀本部は、アジア地域における米国の安全保障を考慮する際には中国よりも日本を重視するべきと主張したのである。<sup>27)</sup>

ただしその報告書には、「統合参謀本部の最終的な考えを示すものではない」との但し書きが付されていた。<sup>28)</sup> 実際、統合参謀本部の別の研究報告書（SWNCC八三／二）は、日本ではなく中国の重要性を強調した。その論拠は、「日本が武装解除され占領されている状況においては」、中国国民政府のみが共産主義勢力の拡大に抵抗することのできる唯一のアジアの政府であるというものであった。また中国が国連安保理において拒否権を持つ五大国の一つであるということも指摘された。中国は米国の「支援とこだわり」によって「大国の一つと見なされ、米英ソ仏とともに国際社会の平和と安全の維持に主要な責任を負っている」。しかし「国民政府に対する共産主義者の武力抵抗」が続けば、中国は国連における責任を果たせないのである。五大国の一つがそのような状況にある場合、国連の権威の失墜にもつながるであろう。また中国国民政府が共産党軍によって倒されるといふ事態が生じたときには、米国に友好的な中国政府が安保理での地位を失い、ソ連の支配下にある政府に取って代わられることに

なる。そのような事態を防ぐため米国は「積極的な行動」を取らなければならない。そして統合参謀本部は、「比較的少量の軍事援助」で「国民政府は共產主義者の支配下にある地域にその支配を確立することができる」との樂觀的な見通しから、武力による中国共産党の排除を示唆したのである。<sup>(29)</sup>

國務省はSWNCC八三/一二に示された統合参謀本部の見解に強く反発した。ウィンセント (John C. Vincent) 極東局長は、中国の戦略的価値を低く評価したSWNCC三六〇/一との矛盾を指摘して、中国への軍事援助を説く統合参謀本部の見解に批判を加えた。ウィンセントの反論で注目されるのは、たとえ中国がソ連に支配されたとしても、直ちに米国の脅威にはならないとしたところである。その理由として、中国人の行政上の非効率、中国支配に伴う負担の大きさ、外部勢力の干渉に対する中国人の反感、工業化や資源開発の遅れ、そしてソ連の援助能力の限界といった点が挙げられている。<sup>(30)</sup> マーシャルもウィンセントに同調し、軍事的解決を示唆する統合参謀本部の見解を現実的ではないと批判した。しかし同時にマーシャルは、国民党軍の弾薬が枯渇しつつある状況から、何らかの米国の行動が求められていることも考えねばならなかった。マーシャルに言わせると、そのような状況は「真のディレンマ」を國務省に突きつけた。つまり、国民政府に対する軍事援助は米国内戦に関与させることになるという懸念と、米国が何もしないならば共產主義者を利することになるという認識との間のディレンマである。<sup>(31)</sup> 結局、國務省は中国援助問題について早急に答えを出すことを避けた。七月、ウエデマイヤー (Albert C. Wedemeyer) 将軍を長とする使節団を現地調査のため中国に派遣し、その報告書待つことにしたのである。

ウエデマイヤー使節団の報告書は九月一九日に大統領に提出された。その報告書でウエデマイヤーは、満州を国連安保理常任理事国五カ国の保護下に置くか、国連憲章に基づく信託統治地域とすることを提言するとともに、国民政府に対する軍事・経済援助の支給を主張した。<sup>(32)</sup> これに対し國務省は、実現性に乏しいとの判断から満州に関する

る提言を退けたものの、軍事・経済援助に関する提言については難しい判断を迫られた。ウエデマイヤーは、五年間にわたる経済援助計画や、軍需品の支給、そして軍事・経済援助計画の実施に米国が助言や監視を行うこと等を勧告した。国務省は、大規模な援助や中国情勢の展開に米国が責任を負うことになりかねない援助については拒否した。しかし、援助の必要性を説くウエデマイヤー報告書が提出され、中国情勢も悪化の一途をたどる中、援助そのものを否定することは難しかったし、援助問題についての決定を更に遅らせることもできなかった。また、軍部のみならず連邦議会においても中国援助を求める声が高まっていた。そうした中、ついにマーシャルは国民政府に対する援助の必要性を認め、具体的な検討に入ることを決断した。

歴史家ウィルソン・ミスキャンベル (Wilson D. Miscamble) は、ケナンによって作成された一月三日付文書がマーシャルの決断、そして中国援助計画の立案に大きな影響を与えたと論じる<sup>(33)</sup>。その文書は、米国が国民政府の決定的勝利を目指すことを「無益な」こととし、「米国世論を満足させ、できれば中国政府の突然で完全な崩壊を防ぐために必要な最小限の援助」のみを支給すべきと主張した。この提言の背景には、国民政府への不信とともに、中国の戦略的重要性に対する低い評価があった。ケナンは、東アジア地域において重視すべき国家は中国ではなく日本であると判断した。なぜなら、日本が「極東における唯一の、潜在的な軍事・産業の大基地」であったのに対して、中国は「遠い将来にも強大な工業国となる見通しはなかった」し、「近い将来にアジア大陸から外を窺うほどの軍事大国になれそうもなかった」からである。さらにケナンは、極東問題専門家として企画室に参加していたデービス (John P. Davies, Jr.) の助言を得る中で、中国共産党が中国全土の支配に成功する可能性は低いと判断し、たとえそうであっても、「モスクワとは独立した路線をとる」であろうとの見通しを持った<sup>(34)</sup>。そのため、「国民政府の崩壊は嘆かわしいことではあるが、中国における米国の利益にとって破滅的なことではない」と考えたのであ

る。<sup>(35)</sup>ただし、十一月のケナン文書は、国民政府の突然の完全崩壊を防ぐための限定的援助の必要性については認めている。そうした方針がマーシャル、そして国務省内に広く受け容れられた背景には、中国の戦略的価値を低く評価するケナンの見解を共有しながらも、中国全土の共産化は望ましくないとする一般的な考えがあった。こうしたトルーマン政権の中国政策の重点は、中国の統一と強化から国民政府の維持へと移行することになる。そうした政策は、国共の和解が望めない状況では、中国の分裂を助長するものに他ならなかった。

#### 四 中国大国化構想の挫折

ケナンは回顧録の中で、米国人は「奇妙な幻惑」から、中国の重要性を過大視し、日本の価値を過小視する傾向があると指摘している。<sup>(36)</sup>しかし、一九四七年後半から四八年初頭にかけて、少なくともトルーマン政権内でそうした傾向は改まりつつあった。その時期、日本をアジアの工場として機能させることを最終的な目標にした援助計画の立案が、日本占領に直接の責任を持つ陸軍省によって進められていた。一方、中国については、国民政府の維持を図るという消極的な目的のもと、国務省主導で援助計画の作成が行われた。

一月三〇日、経済問題担当のウッド (Clinton T. Wood) 国務副次官補から具体的な対中援助計画案がマーシャルに送付された。その計画によると一九四八年一月一日から一八ヵ月間に亘って総額四億八五〇〇万ドルの経済援助を中国に支給することになっていた。総額のうち四億三五〇〇万ドルは食糧や燃料といった必需品輸入に充てられ、残りの五〇〇〇万ドルは交通網や輸出産業の再建に使われることが予定されていた。ウッドの中国援助計画案はマーシャルに送付されたその日に、援助額を算出する際に使用した中国の輸出入額の見積もりが楽観的過ぎるとの批判をバターワース (W. Walton Butterworth) 極東局長から受けた。そのため、後で修正が加えられ、必需



品輸入のための援助として五億一〇〇〇万ドルを支給するとの案が提示された。<sup>(37)</sup>

この中国援助計画案において直接的な軍事援助を支給することは考えられていなかった。しかし中国が米国の軍事物資を必要としていることを、国務省が全く考慮しなかったわけではない。国務省の試算では、軍需品輸入分を除いた一八ヵ月間の中国の国際収支赤字は四億四五〇〇万ドルから五億一〇〇〇万ドルであった。もし中国の輸出が好調で国際収支赤字を四億四五〇〇万ドルほどに抑えることができたならば、米国の五億一〇〇〇万ドルの援助で国際収支は黒字となる。その場合、中国は国際収支の黒字化により余裕のできた經常収支を軍需品の購入に回すことができる。一方、中国が五億一〇〇〇万ドルの国際収支赤字を出した場合は、米国の援助はすべて赤字補填に使われることになる。しかしその場合でも、国民政府の所有する約二億四〇〇〇万ドルの金や外貨を赤字補填に必要がなくなるため、余裕のできた分を軍需品の購入に充てることができると考えられた。こうした仕組みは、中国内戦に直接的に関与することを避けながらも、間接的な軍事的支援を国民政府に与えることができるようになるものであった。<sup>(38)</sup>

しかし直接の軍事援助を避ける中国援助計画は、共和党が多数を占める第八〇議会で厳しい批判に晒されるだろうとの懸念も国務省内にあった。そのころ共和党内にはボリス (John M. Vorys, オハイオ) 下院議員やジャッド (Walter H. Judd, ミネソタ) 下院議員など蒋介石を強く支持する議員が幾人かいた。<sup>(39)</sup> 彼らは中国の重要性を強調し、米国の対外政策において中国がヨーロッパと同様の扱いを受けることを望んだ。親蔣派議員は議会内の少数派に過ぎなかったが、豊富なアジアに関する知識や経験を持つ彼らは、法案通過に一定の影響力を持っていた。国務省が最も恐れたことは、親蔣派議員の批判の矛先が、同じく第八〇議会で審議されることになっていったヨーロッパ経済復興援助計画に向けられ、彼らとその同調者の賛成票を失うことであった。そのような展開になることを防ぐ

ため、国務省極東局は直接的な対中軍事援助には反対しながらも、五億一〇〇〇万ドルを大きく超える七億ドルや六億五〇〇〇万ドルの経済援助を提案した。しかし極東局の提案にロベット (Robert A. Lovett) 国務次官が反対したことから、結局、必需品輸入のための五億一〇〇〇万ドルと再建計画のための六〇〇〇万ドルを中国援助の内容とすることが決められた。<sup>(40)</sup> それら援助の形態は「贈与かローン、あるいは両方」とされ、中国経済の状況を見て大統領が決定するものとされた。<sup>(41)</sup> 二月一八日、総額五億七〇〇〇万ドルの対中経済援助計画がトルーマンにより議事に提案された。

中国援助計画の議会提案により、対中援助問題に関する政権内の議論に終止符が打たれたわけではない。軍部はなお中国に対する直接的な軍事援助の必要性を訴えていた。三月二六日、「中国への短期的援助に関する米国の立場」(NSC六)と題する政策文書の作成を行っていた国家安全保障会議スタッフから、その文書に関する中間報告書が提出された。その報告書には対中援助政策に関するいくつかの選択肢が記されている。一つ目の選択肢は軍事援助も経済援助も支給しないというもの、二つ目は中国共産主義者の打倒を目指す国民政府を援助するため、大規模な軍事・経済援助を与えるというもの、三つ目は限定的な軍事・経済援助を与えるというもの、そして四つ目は限定的な経済援助のみを支給するというものである。それら四つのうち陸海空軍は、「万里の長城以南における国民政府の支配を強固にすること」ができようとの期待から、限定的な軍事・経済援助を与えるという三つ目の選択肢をとった。一方、国務省は「せいぜい二次的な戦略的重要性」しかない中国に対する軍事的関与を強めることに反対し、限定的な経済援助の支給のみを主張した。<sup>(42)</sup>

こうした意見の対立はNSC六の作成を難しくしたが、注目されるのは軍部でさえも限定的な援助のみを主張して、国民政府の勝利による中国の統一を断念している点である。軍部と国務省双方が大規模な軍事・経済援助の支

給に反対した理由は、米国が莫大なコストを負担しなければならないということ、ソ連による大規模な中共支援につながる恐れがあるためである。<sup>(43)</sup> NSC六の作成を巡る議論は両者の見解の相違を明らかにするとともに、中国の統一よりも中国全土の共産化を防ぐことに重点を置くべきとする点で、広い合意がトルーマン政権内に形成されていたことを示している。

政権内部で対中軍事援助問題に関する協議が続けられていたころ、議会では中国援助法案を巡る審議が行われていた。三月一日、下院外交委員会は行政府原案に二つの大きな修正を加えたのち、中国援助法案を可決した。修正点の一つは、中国援助計画がヨーロッパ復興計画やギリシア・トルコ援助計画とともに一つの法案にまとめられたことである。<sup>(44)</sup> トルーマン政権は、ヨーロッパ援助法案のほか、中国援助法案やギリシア・トルコ援助法案、そして占領地域経済援助法案などを第八〇議会に提案していた。占領地域経済援助法案の中には、陸軍省主導で作成された日本経済復興援助計画も含まれていた。陸軍省はその計画のため約一億八〇〇〇万ドルの予算を充てることを予定していた。<sup>(45)</sup> 下院外交委員会では、それら援助法案をばらばらに処理するよりも包括的な対外援助法案の策定を望む声が強かった。トルーマン政権は、ヨーロッパ援助法案の優先的な審議・採択を望んでいたものの、その他の援助法案とともにそれが一括法案の一部とされることを阻むことはできなかった。ただし、ヨーロッパ援助法案の議会議決を少しでも早めるため、占領地域経済援助法案を一括法案から取り除くことはできた。それが可能であったのは、下院外交委員会が一括法案を求めた主な理由が、中国援助計画とヨーロッパ援助計画、そしてギリシア・トルコ援助計画を一つの法案にまとめるところにあったからと思われる。その背景には、米国の対外政策において、ヨーロッパと同等の扱いを中国に対しても求める親蔣派議員の主張があった。<sup>(46)</sup>

二つ目の大きな修正点は、ギリシア・トルコに対するのと同様の条件で一億五〇〇〇万ドルの軍事援助を中国に

支給すると規定されたことである。軍事援助を加えた理由を委員会レポートは、米国の経済援助が功を奏するためには「共産主義者と戦っている軍隊の軍事能力を強化することにより」「平和と秩序」を確保しなければならぬためと説明している。軍事援助の具体的内容として、軍事物資の供給のほか、作戦や戦略、戦術作成のための助言や訓練を与えることも想定されていた。<sup>(47)</sup> 軍事援助が加えられた分、経済援助は四億二〇〇〇万ドルに減額された。

これら二つの大きな修正が加えられたのち下院外交委員会では可決された対外援助授權法案は、第一編にヨーロッパ援助計画、第二編に困窮児童福祉計画、第三編にギリシア・トルコ・中国軍事援助計画、そして第四編に中国経済援助計画を規定していた。この委員会案を審議した下院本会議では、主に民主党議員から、委員会が加えた二つの修正点に対して質問や批判が多く出された。そしてマンスフィールド (Mike Mansfield, モンタナ, 民主) 議員から第二編を切り離す修正案が、リチャーズ (James P. Richards, サウスカロライナ, 民主) 議員からは第四編を切り離す修正案が提出された。しかしそれら修正案が共和党優位の下院において多数の支持を得ることはなかった。<sup>(48)</sup>

一方、上院外交委員会では、国務省と同様の見解から中国への直接的な軍事援助に反対する意見が強かった。しかし委員会は、ヨーロッパ援助法案の早期成立のためには下院案との妥協が必要なことと、上院にもブリッジズ (Henry S. Bridges, ニューハンプシャー, 共和) 歳出委員会委員長など中国に対する軍事援助を求める議員がいることを考慮に入れなければならなかった。そのため上院外交委員会は親蔣派議員の主張を一部取り入れながらも中国内戦への直接的な軍事関与を避ける方法を案出することになる。それが経済援助とは別に、一億ドルを贈与として中国に支給するという案であった。上院外交委員会レポートによると、その贈与は、「中国政府自身の選択と責任において」軍事物資の購入に充てられるであろうと想定されていた。<sup>(49)</sup> この上院案は、軍事援助を求める議員とそうでない議員双方の主張をうまく取り込んでいたため、議会で広い支持を得ることになった。そのうち下院との

協議の結果、一億二五〇〇万ドルを贈与として支給することが決定された。

四月二日に上下両院を通過した対外援助授權法は、その翌日に大統領署名を得て正式に成立した。四編から成る法律の構成は下院案と同じであるが、上院案を取り入れた結果、第三編から中国に関する規定が削除され、第四編に中国向け贈与として一億二五〇〇万ドルが加えられた。中国に対する経済援助は、贈与分が加えられたことと、援助期間が一二月に短縮されたことにより三億三八〇〇万ドルに減額された。中国向け経済援助は五月から始まった歳出法の審議においてさらに減額された。六月一日に上下両院を通過した対外援助歳出法の内容は、一億二五〇〇万ドルの贈与と二億七五〇〇万ドルの経済援助を中国向けに認めるというものになった。

中国援助法の内容に反映された議会多数派の判断は、國務省の方針を概ね支持するものであったと言えよう。なぜなら米国が中国内戦に直接関与することになるギリシア・トルコ型の軍事援助は否定され、米中国政府がその用途に何ら責任を負わない贈与としてのみ中国の軍需品購入のための援助が認められたからである。中国援助法成立後、トルーマン政権は法律の内容を受け容れる形で NSC 六の審議を中止した。<sup>50</sup>そして、中国内戦への関与をできるだけ避けながら、限定的な援助により国民政府の維持を図る中国政策を遂行することになる。

一九四八年対外援助法は、対中政策ばかりでなく、対日政策にも転換をもたらした。トルーマン政権は対外援助授權法案から占領地域経済援助法案を取り除いたあと、個別法案としてその成立を目指した。しかし議会の夏の休会が近づくとつれ、そのことは時間的に厳しくなっていた。そこでトルーマン政権は対外援助歳出法案の中にあつた占領地域救済資金、いわゆるガリオア (Government and Relief in Occupied Areas, GARIOA) 援助に関する規定を拡大することにより日本の経済復興支援を可能にしようとした。<sup>51</sup>五月一日、大統領は「日本と朝鮮、そして琉球諸島における経済復興の目的のために」援助資金を使うことができるとする文言を、ガリオア援助の規

定の中に入れることを議会で要請した。加えて、ガリオア援助を一億五〇〇万ドル増額し、総額一四億ドルとすることも求めた。<sup>(52)</sup> 当時の議会は、必ずしも対日経済援助に積極的であったわけではないが、米国の占領費負担を減らすため日本の早期復興を望む意見を強く持っていた。すでに一九四七年三月の下院歳出委員会レポートは、ガリオア援助に関する記述の中で、日本を含む占領地域の経済を自立化させる必要性について言及している。<sup>(53)</sup> そのためには米国の資金が必要なことを陸軍省が粘り強く説得した結果、対外援助歳出法には総額一三億ドルのガリオア援助が規定され、そのうちの一部を日本と朝鮮、琉球諸島の経済復興に使用することが認められた。対外援助歳出法は、一三億ドルのガリオア援助のうち、どれだけの資金を対日経済復興援助に回すべきか、明確には規定していなかった。そのため陸軍省は、飢餓や疾病の蔓延の防止といったガリオア援助が本来目的としていたものに対する割り当てを削るなどして、できるだけ多くの資金を日本経済の復興援助に回すことを考えた。<sup>(54)</sup> 対外援助歳出法は六月二八日、大統領署名を得て正式に成立した。それをもってアジアの工場・日本を中心に据えた冷戦戦略がアジアにおいて始動することになるのである。

## 五 結 論

一九四八年対外援助法の成立は、中国の大国化と日本の無力化を目指したルーズベルト路線とは異なる、新たな東アジア政策の始まりを告げるものであった。その法律に定められた対中援助計画の下、米国は中国の統一と強化ではなく国民政府の維持を目的とした政策を始動させた。日本については対日援助計画に従い、非軍事化ではなく経済復興を目指す政策を開始した。米国が日本の経済復興を望んだ主な理由は、アジアの工場・日本の復興がアジア全体の経済状態の改善をもたらし、政治的・経済的不安定に乗じて勢力を伸ばす共産主義の拡大を阻止すること

になると考えられたからである。これらの政策転換により米国は、中国に対する関与を限定的なものに止めるとともに、日本を中心とするアジア冷戦戦略を始動させたのである。

歴史家ウォレン・ローエン (Warren I. Cohen) は、一九五〇年に米国の中国政策に「大きな逸脱」(great aberration) が生じたと論じている。その年に、朝鮮半島で中国共産党軍と戦火を交えた米国は、中国の発展を阻害する政策を開始した。それは、強力で独立した中国の実現を求めてきた、一九世紀末から半世紀にわたる中国政策からの逸脱であった、とローエンは言うのである<sup>55)</sup>。しかし、伝統的な中国政策からの「大きな逸脱」は、朝鮮半島での米中軍事衝突を契機に突然始まったものではなく、一九四八年にトルーマン政権が中国の統一を断念し、国民政府の維持を図る政策を採用したときにすでに始まっていたのではないだろうか。なぜなら、国民政府の維持を図ることは、国共両党の和解が望めない状況では、国民政府の支配地域と共産党支配地域に分裂した中国の状態を長期化させるものだったからである。

米国がそのような政策を採用せざるを得なかったのは、マーシャルによる国共調停工作が失敗し、統一中国の実現の可能性が遠のく中で、中国情勢から完全に手を引くことも、中国内戦に大規模に介入することもできなかったためである。中国に対する関与を打ち切ることができなかった一つの理由は、それが中国全土の共産化につながる恐れがあったからである。また議会の親蔣派議員に代表されるように、中国の重要性を強調し、蔣介石政権に対する米国政府の強い関与を求める人々もいた。対ヨーロッパ政策に対する超党派の支持を必要としたトルーマン政権は、そうした人々の訴えを無視することはできなかった。その一方で米国は、中国内戦に大規模に介入することもできなかった。なぜなら、そうした行動は米国の負担を莫大なものにするとともに、ソ連を刺激することになるからである。また国務省内には、中国の後進性を指摘して、中国情勢に深く関与することの意義を否定する意見

も強かった。これらの理由から、トルーマン政権は中国に対する関与を止めることも、中国内戦に大規模に介入することもできず、限定的な援助によって国民政府の維持を図るという政策をとらざるを得なかった。その結果、米国は中国の分裂を助長する役割を果たすことになってしまったのである。

トルーマン政権が中国情勢に対する関与を限定的なものに止めたことは、中国ばかりでなく日本にとっても重要な決定であった。もし米国が自国の軍隊を派遣するなり、軍事援助を供給するなりして中国情勢に大規模に介入していたならば、フォレストルの問いに対する答えは中国を強化する、あるいは中国も日本も強化するということになっていたかもしれない。しかし、トルーマン政権がそうした路線を選択しなかった、あるいは選択できなかったことから、中国の大国化を目指す試みは挫折し、日本を中心とする冷戦戦略がアジアにおいて展開され始めることになったのである。

一九四八年対外援助法が成立した後も、国民政府はその支配地域を縮小させていった。米国から限定的な援助しか得られないというのでは、国民政府が劣勢な戦況を逆転することは難しかった。しかし国民政府の敗北は、皮肉にも、大国中国を現実のものとする可能性を生んだ。国民政府が台湾に敗走するに及び、中国大国化の前提条件である国家の統一が中国共産党によってほぼ達成されたからである。

そうした中国情勢を受けて、トルーマン政権は、台湾に対する関与を最小限に止める一方で、中国共産党政府とソ連との間のいかなる亀裂をも政治的、経済的手段で利用することを目指す方針をとった。<sup>56</sup> 米国内には、この中ソ離間策に反発し、台湾の防衛や蔣政権に対する軍事的関与を求める意見が親蔣派議員などから出された。しかし、一九五〇年一月五日に発表されたトルーマン声明は、米国が現時点では台湾において特殊権利や軍事基地を得ることを考えていないこと、そして中国内戦に干渉する意図も持っていないことを明らかにした。<sup>57</sup> またアチソン國務長



官は、アリューシャン列島から日本、琉球諸島、フィリピン諸島へと伸びる防衛線について述べた一月二日の演説において、台湾をその防衛線の外に置いた。しかもその演説は、中国の民族主義を強調しており、中ソ離間への期待を色濃く滲ませていた。<sup>58</sup> 中国内戦に対して中立的な立場をとるトルーマン政権の姿勢は、朝鮮戦争勃発の衝撃を受けても変わらなかった。朝鮮半島の戦火が台湾海峡に飛び火することを恐れた大統領は、六月二十七日、台湾海峡に第七艦隊の派遣を命じたものの、それは中共の台湾攻撃のみならず、台湾からの大陸攻撃をも阻止することを意図したものと説明された。<sup>59</sup>

米国が中ソ離間策によってたとえ中ソ分断に成功したとしても、その成功が必ずしも中共との関係改善につながるとは限らなかった。トルーマン政権は、そのことを認識しつつも、ソ連陣営から離反した共産中国が米国に友好的な国家になることを期待した。そして、中共政府に対して敵対的な姿勢をとることをできるだけ避けることによって、その可能性を広げようとも努めたのである。だが、一九五〇年末の米中の軍事衝突は、トルーマン政権の期待を一瞬にして打ち砕いた。米国人兵士が中共軍の銃弾に倒れるという事態は、共産中国を米国にとっての不倶戴天の敵にしたのである。

しかし、たとえそうした展開にならなくても、中ソ離間策によって、ルーズベルトが望んだような意味での中国大國化を実現させることは困難であったと思われる。共産中国と米国の体制は大きく異なっていた。また中共は、建国前からの米国に対する敵対的な姿勢を崩そうとはしなかった。さらに、ある研究によると、中共指導者は、米国の朝鮮戦争への介入や第七艦隊の台湾海峡派遣の決定を、米国の対中進攻計画が実行に移されたものと判断した<sup>60</sup>。米中和解を妨げる要因は米国側にもあった。中国共産化の衝撃やマッカーシー (Joseph R. McCarthy, ウィスコンシン、共和) 上院議員の活動により、米国内では極端に反共主義的な世論が高まっていた。また、そう

した世論もあってトルーマン政権は、台湾の国民政府との関係を完全に断ち切ることができなかった。結局のところ、中ソ離間策によって、「真の友人、そして同盟国」と言われるような中国を実現させることは望むべくもなかった。そのことを一九五〇年の米中の軍事衝突により痛感したトルーマン政権は、一九四八年の路線を再び採用せざるを得なかった。その結果、台湾防衛に対する関与は強化され、対中共封じ込め政策が本格的に導入されたのである。ただし、四八年の状況とは違い、中国共産党は米国にとって明らかな敵であって、その敵は中国全土をほぼ手中に収める巨大な勢力であった。そうした事態に危機感を高めた米国は、日本の重要性に対する認識をますます強めることになったのである。

- (一) Walter Mills, ed., *The Forrestal Diaries* (New York: Viking Press, 1951), p. 52.
- (二) ルーズベルトの中国大国化構想については、タン・ツォウ／太田一郎訳『アメリカの失敗』(毎日新聞社、一九六七)、五百旗頭真『米国の日本占領政策―戦後日本の設計図』第五版(中央公論社、一九九三)第四章、湯浅成大「第二次世界大戦末期F・D・ルーズベルトの対中国政策の再検討」『アメリカ研究』第二号(一九八七)、菅英輝「米ソ冷戦とアメリカのアジア政策」(ミネルヴァ書房、一九九二)第二章、ナンシー・B・タッカー／有賀道子訳『アメリカの戦後アジア構想』(細谷千博、入江昭、後藤乾一、波多野澄雄編『太平洋戦争の終結―アジア・太平洋の戦後形成』(柏書房、一九九七) / Michael Schaller, *The U.S. Crusade in China, 1938-1945* (New York: Columbia University Press, 1979); Robert Dallek, *Franklin D. Roosevelt and American Foreign Policy, 1932-1945* (1979; reprint, with a new afterward, New York: Oxford University Press, 1995); Koichi Okamoto, "Imaginary Settings: Sino-Japanese-U.S. Relations during the Occupation Years" (Ph. D. diss., Columbia University, 2000)を参照。
- (三) 一九四八年の対日占領政策の変化については、秦郁彦『アメリカの対日占領政策』(大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで』第三卷、東洋経済新報社、一九七六)、細谷千博『サンフランシスコ講和への道』(中央公論社、

一九八四)、五十嵐武士『対日講和と冷戦—戦後日米関係の形成』(東京大学出版会、一九八六)、石井修『冷戦と日米関係—パートナーシップの形成』(シヤパン・タイムズ、一九八九)、マイケル・シャラー／五味俊樹監訳『アジアにおける冷戦の起源—アメリカの対日占領』(木鐸社、一九九六)を参照。

(4) 朝鮮戦争が米国の対中政策に与えた影響については、ソウ『アメリカの失敗』、Gordon H. Chang, *Friends and Enemies: The United States, China, and the Soviet Union, 1948-1972* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1990); Melvyn P. Leffler, *A Preponderance of Power: National Security, the Truman Administration, and the Cold War* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1992); Nancy B. Tucker, *Tartan, Hong Kong, and the United States, 1945-1992: Uncertain Friendship* (New York: Twayne Publishers, 1994); Warren I. Cohen, *America's Response to China: A History of Sino-American Relations*, 4<sup>th</sup> ed., (New York: Columbia University Press, 2000); Zi Zhongyun, *No Exit?: The Origin and Evolution of U.S. Policy toward China, 1945-1950* (Norwalk, CT: EastBridge, 2003)。

(5) 中国援助法については、ソウ『アメリカの失敗』、菅『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』第二章『山極晃』『米中関係の歴史的展開—一九四一年—一九七九年』(研文出版、一九九七)第五章『William Adams Brown, Jr. and Redvers Opie, *American Foreign Assistance* (Washington, D. C.: Brookings Institution, 1953), chap II; Ernest May, *The Truman Administration and China* (Philadelphia: J. B. Lippincott, 1975); John H. Feaver, "The China Aid Bill of 1948: Limited Assistance as a Cold War Strategy," *Diplomatic History*, Vol. 5 (Spring 1981) を参照。

(6) 日本語文献では、油井大三郎『戦後世界秩序の形成—アメリカ資本主義と東地中海地域一九四四—一九四七』(東京大学出版会、一九八五)第七章。なお本稿では、授權法と歳出法をまとめて、一九四八年対外援助法と呼ぶ。

(7) Cohen, *America's Response to China*, p. 180.

(8) 五百旗頭『米国の日本占領政策』上二四八—二五二頁。

(9) 同右、上二五二—二五三頁。

(10) Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUSと略) : 1943, Vol. III (G. P. O., 1963), p. 35.

(11) FRUS: *The Conferences at Cairo and Tehran* (G. P. O., 1961), p. 323.

- (21) *FRUS: 1948*, Vol. III, p. 39.
- (22) *FRUS: 1948*, *China* (G. P. O., 1962), pp. 486-487.
- (23) のちにボローニャが原加盟国として国連憲章に署名したため、原加盟国数は五十一カ国となった。
- (24) ヤルタ協定については、ジョン・L・スネル編／遠藤晴久訳『ヤルタ会談の意義—三大国の外交と新しい力の均衡』（桐原書店、一九七七）、五百旗頭『米国の日本占領政策』第八章、Akira Inye, *The Cold War in Asia: A Historical Introduction* (Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall, Inc., 1974) を参照。
- (25) Senate Joint Committee on Armed Services and Foreign Relations, *Military Situation in the Far East: Hearings*, 81<sup>st</sup> Cong., 1<sup>st</sup> sess., 1951, p. 3332.
- (26) Department of State, *United States Relations with China: With Special Reference to the Period 1944-1949* (ワシントン、*China White Paper* を鑑) (G. P. O., 1949), pp. 311-314, pp. 1042-1053; Brown and Opie, *American Foreign Assistance*, pp. 317-326; Chester J. Pach, Jr., *Arming the Free World: The Origins of the United States Military Assistance Program, 1945-1950* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 1991), chap. 3.
- (27) *China White Paper*, p. 181.
- (28) *FRUS: 1947*, Vol. VII (G. P. O., 1972), p. 786.
- (29) *Ibid.*, pp. 833-834; *China White Paper*, p. 356.
- (30) *FRUS: 1947*, Vol. VII, p. 805-808.
- (31) *Ibid.*, Vol. III (G. P. O., 1972), pp. 197-199; Joseph Marion Jones, *The Fifteen Weeks: An Inside Account of the Genesis of the Marshall Plan* (New York: Harcourt, Brace & World, Inc. 1955), pp.199-200.
- (32) "Policies, Procedures and Costs of Assistance by the United States to Foreign Countries (SWNCC360)" (National Archives Microfilm Publication), Records of the State-War-Navy Coordinating Committee, Record Group 353, National Archives (記録グループ 25 RG-360 'National Archives 25 NA を鑑記号'); "Minutes of the Committee on Extension of U. S. Aid to Foreign Governments," April 9, 1947, Folder: 5.1 Aid to Foreign Governments, Box: 17, Records of Interdepartmental and Intradepartmental Committee (State Department), RG 353, NA; *FRUS: 1947*, Vol. III,

pp. 205-206.

- (24) *Ibid.*, p. 215.
- (25) "State-War-Navy Coordinating Committee, Special Ad Hoc Committee, Study on Economic Aid." Folder: Committee on Extension of U. S. Aid to Foreign Governments, Box : 1, Joseph M. Jones Papers, Truman Library ; From Jones to Walter Lippman, May 7, 1947, Folder : Dean Acheson's Speech before Delta Council at Cleveland, Miss, Box : 1, Jones Papers, Truman Library.
- (26) *Ibid.* トチナンソンのケルタヲ演説セテ' Jones, *The Fifteen Weeks* の巻末に収録されて居る。
- (27) *FRUS: 1947*, Vol. I (G. P. O., 1973), p. 735, p. 738, p. 745.
- (28) *Ibid.*, p. 736.
- (29) *Ibid.*, Vol. VII (G. P. O., 1973), pp. 838-848.
- (30) *Ibid.*, p. 849 ; 昔『米ソ冷戦とアメリカのマンシア政策』一〇八頁。
- (31) *FRUS: 1947*, Vol. VII, p. 635, pp. 850-851.
- (32) ウェチンブレイヤー報告書の中国に関する部分セテ' *China White Paper*; pp. 764-814 に収録されて居る。なお、ウエイマン・ブレイヤー使節団のレポートセテ' William Stueck, *The Wedemeyer Mission: American Politics and Foreign Policy during the Cold War* (Athens, GA : University of Georgia Press, 1984) を参照。
- (33) Wilson D. Miscamble, *George F. Kennan and the Making of American Foreign Policy, 1947-1950* (Princeton, NJ : Princeton University Press, 1992), pp. 220-221 ; "The Situation in China and U. S. Policy," November 3, 1947, Folder: China 1947-48, Box : 13, Records of the Policy Planning of Staff, State Department, RG 59, NA.
- (34) ショーシ・ド・ケナン／清水俊雄訳『ショーシ・ド・ケナン回顧録—対ソ外交に生きて—』(読売新聞社、一九七三) 上三五二頁。"Problems of U. S. Foreign Policy after Moscow," presented at the National War College, May 6, 1947, Folder : 31, Box : 16, George F. Kennan Papers, Seeley G. Mudd Manuscript Library, Princeton University.
- (35) "The Situation in China and U. S. Policy," NA.
- (36) ケナン『ケナン回顧録』上三五二頁。

- (25) *FRUS: 1948*, Vol. VIII (G. P. O., 1973), p. 442-445, p. 455; From Wood to the Secretary, Central Files, 893.50 Recovery/12-3047, RG-59, NA.
- (26) “Economic Assistance Program for China (Preliminary Statement)” Central Files, 893.50 Recovery/1-348, RG-59, NA; *FRUS: 1948*, Vol. VIII, p. 455.
- (27) 親蔣派議員、特にその中心人物の一人であったジャッドについては、拙稿「アメリカの対中政策とチャイナ・ロビーの誕生 (一) (二) —ウォルター・シャッドを中心に—」『阪大法学』第五三巻第一号 (二〇〇三)・第五三巻第五号 (二〇〇四)。なお、第八〇議会における共和党と民主党の議席数は、一九四七年一月の時点で後次のとおりである。上院＝共和・五二、民主・四五。下院＝共和・二四四、民主・一八八 (*Congressional Quarterly Almanac: 1948*, Washington, D. C.: Congressional Quarterly News Features, p. 14)。
- (28) *FRUS: 1948*, Vol. VIII, p. 446, 450, 456, pp. 459-460.
- (29) *Ibid.*, p. 484; Senate Foreign Relations Committee, *Foreign Relief Assistance Act of 1948*, The Legislative Origins of American Foreign Policy, Vol. 5 (New York: Garland Publishing, Inc., 1979), pp. 683-684.
- (30) *FRUS: 1948*, Vol. VIII, pp. 44-50.
- (31) *Ibid.*, p. 47.
- (32) 三月二一日に下院外交委員会が可決された法案は、House Committee on International Relations, *Foreign Economic Assistance Program, Part 1: Foreign Assistance Act of 1948 (Marshall Plan and Related Measures)*, Historical Series, Vol. 3 (G. P. O., 1976), pp. 143-175 に収録されている。
- (33) House Committee on International Relations, *United States Policy in the Far East, Part 1*, Historical Series, Vol. 7 (G. P. O., 1976), p. 315.
- (34) 拙稿「アメリカの対中政策とチャイナ・ロビーの誕生 (一) (二)」一五三頁。
- (35) House Committee on Foreign Affairs, *Foreign Assistance Act of 1948*, 80<sup>th</sup> Cong., 2nd sess., 1948, Rept. 1585, p. 55, p. 58.
- (36) 山極『米中関係の歴史的展開』二二四—二二五頁。

- (9) Senate Committee on Foreign Relations, *Aid to China*, 80<sup>th</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> sess., 1948, Rept. 1026, p. 9.
- (10) Kenneth W. Condit, *The History of the Joint Chiefs of Staff: The Joint Chiefs of Staff and National Policy*, Vol. II (Wilmington, DE: Michael Glazier, Inc., 1979), p. 447.
- (11) Howard B. Schonberger, *Afemath of War: Americans and the Remaking of Japan, 1945-1952* (Kent, OH: Kent State University Press, 1989), p. 191.
- (12) House Committee on Appropriations, *Revision of Appropriation Language for the Civil Functions*, Department of the Army, 80<sup>th</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> sess., 1948, Doc. 659, pp. 1-3.
- (13) House Committee on Appropriations, *First Deficiency Appropriation Bill, 1947*, 80<sup>th</sup> Cong., 1<sup>st</sup> sess., 1947, Rept. 200, p. 11.
- (14) "GARROA and EROA Programs," Folder: Appropriations-GARROA & EROA, Box: 1, Joseph M. Dodge Papers, Detroit Public Library; Schonberger, *Afemath of War*, p. 193.
- (15) Cohen, *America's Response to China*, p. 180.
- (16) *FRUS: 1949*, Vol. IX (G. P. O., 1974), pp. 494-495. 中ソ離間策謀の内幕 26' シモン・J・キャニンス／五味俊樹 他訳「ロンズ・ユース—冷戦中の証言「核・緊張・平和」(新書房' 110011)第六章のChang, *Friends and Enemies* を参照。
- (17) *Department of State Bulletin*, XXII (January 16, 1950), p. 79.
- (18) Dean Acheson, "Relations of the Peoples of the United States and the Peoples of Asia: We can help where we are wanted," *Vital Speeches of the Day*, XVI (February 1, 1950), pp. 238-244.
- (19) Edward H. Judge and John W. Langdon, comps/ eds., *The Cold War: A History through Documents* (Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall, 1999), p. 70; キャニンス『ロンズ・ユース』一四八、一二九頁。
- (20) 朱建榮『毛沢東の朝鮮戦争—中国が鴨緑江を渡るまで』(岩波書店、一九九二)五三頁。